

地域型保育事業の設備等基準

類型	小規模保育事業 A 型	事業所内保育事業	家庭的保育事業
1 児童福祉法に定める事業者等の基準（社会福祉法人又は学校法人が設置者の場合は除く）			
経済的基礎	<p>以下の要件をいずれも満たすこと。</p> <p>（１）直近の会計年度において、地域型保育事業を経営する事業以外の事業含む当該地域型保育事業を行おうとする者全体の財務内容について、３年以上連続して損失を計上していないこと。</p> <p>（２）債務超過の状態にないこと。</p> <p>（３）地域型保育事業を経営する事業に要するものと市長が認める費用の12分の1に相当する額を、安定性があり、かつ換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有している（以下、「安定的な形態で保有している」という。）こと。</p> <p>（４）不動産の貸与を受けて地域型保育事業を行う場合は、（３）の金額とは別に地域型保育事業所等の年間賃借料に相当する額を安定的な形態で保有していること。</p>		
社会的信望	誓約書（様式）に掲げる要件にいずれも該当しないこと。		
社会福祉事業に関する知識又は経験	<p>以下の要件を満たすこと。</p> <p>（１）利用定員が10人以上の小規模保育事業 A 型</p> <p>次のア及びイに掲げる要件をいずれも満たし、又はウに掲げる要件を満たすこと。</p> <p>ア 実務を担当する幹部職員が保育士資格を有し、保育所等において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくは</p>		

これと同等以上の能力を有すると認められる者※であるか、又は、経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。

イ 社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。以下同じ。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（家庭的保育事業等の運営に関し、当該家庭的保育事業等の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。

ウ 経営者に、保育サービスの利用者及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

(2) (1) に該当しない小規模保育事業A型、事業所内保育事業、家庭的保育事業

(1) のア又はウに掲げる要件を満たすこと。

※ 同等以上の能力を有すると認められる者とは次のいずれかに該当する者をいう。

- ・ 公的機関等の実施する所長研修を受講した者
- ・ 認可を受ける前日において現に存していた認可外保育施設の設置者については、実務を担当する幹部職員が保育士資格を有し、当該認可外保育施設において2年以上勤務した経験を有する者であり、かつ、認可を受ける1年以上以前から認可を受ける前日において当該認可外保育施設の実務を担当する幹部職員として従事している者

利用定員	6人～19人	全体の定員数に応じた地域枠利用定員を設定する必要あり	1人～5人
類型	小規模保育事業A型	事業所内保育事業	家庭的保育事業
3 札幌市児童福祉法施行条例に定める設備の基準			
保育室等	設備	<ul style="list-style-type: none"> ・【0・1歳児】乳児室又はほふく室 ・【2歳以上児】保育室又は遊戯室 ・調理設備（定員が20名以上の事業所内保育事業については調理室） ・便所 ・医務室（定員が20名以上の事業所内保育事業に限る） 	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児の保育を行う専用の部屋 ・調理設備 ・便所
	面積	<p>【0・1歳児】 3.3㎡／人</p> <p>【2歳以上児】 1.98㎡／人</p>	<p>9.9㎡以上</p> <p>※利用乳幼児が4人以上のときは、9.9㎡に4人目以降1人につき+3.3㎡</p>
屋外遊戯場	設備	<p>屋外遊戯場</p> <p>※市長が特に特に認めた場合に限り、近隣の都市公園をこれらに代えることができる。</p>	遊戯等に適した広さの庭
	面積	2歳以上児1人当たり3.3㎡ ※年度途中で2歳児になる児童を含む	
耐火等	保育室等を2階以上に設置する場合		火災報知器及び消火器を設置、消火訓練及

		<p>【耐火】耐火建築物又は準耐火建築物であること</p> <p>【設備】保育室等を設置する階数に応じて必要な施設又は設備の基準あり</p>	<p>び避難訓練を定期的に実施</p>
類型	小規模保育事業 A 型	事業所内保育事業	家庭的保育事業
4 札幌市児童福祉法施行条例に定める運営の基準			
保育従事者	資格	保育士	<p>保育士 + 保育従事者 (注1)</p> <p>家庭的保育者 (注2) + 家庭的保育補助者 (注3)</p>
		<p>(注1) 保育士又は市長 (が指定する都道府県知事その他の機関) が行う研修を修了した者</p>	<p>(注2) 市長 (が指定する都道府県知事その他の機関) が行う研修を修了した保育士 (注3) 市長 (が指定する都道府県知事その他の機関) が行う研修を修了した者であって、家庭的保育者を補助する者</p>
	配置割合	<p>【0 歳 児】 3:1 【1・2歳児】 6:1</p> <p>※保健師、看護師又は准看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる</p> <p>※小規模保育事業 A 型及び小規模 A 型基準及び利用定員 20 人以上の事業所内保育事業については全員保育士であること。</p>	<p>【0～2歳児】 3:1</p> <p>※補助者を置く場合 5:2</p>

		<p>※保育士を2名追加配置（うち1名は非常勤可）</p> <p>※標準時間認定子どもが利用する場合、保育士（非常勤可）を1名追加配置</p> <p>※標準時間認定子どもが利用する場合、保育士（非常勤可）を1人追加配置。</p>	<p><小規模A型基準の場合>上記に加え</p> <p>※保育士を2名追加配置（うち1名は非常勤可）</p> <p>※標準時間認定子どもが利用する場合、保育士（非常勤可）を1名追加配置</p> <p><利用定員20名以上の場合>上記に加え</p> <p>※保育士を2名追加配置（うち1名は非常勤可）</p> <p>※標準時間認定子どもが利用する場合、保育士を1名追加配置（ただし、事業所全体の利用定員に占める保育標準時間認定を受けた子どもの人数割合が低い場合は非常勤可。）</p>	
給食	給食	原則、自園調理※一定の要件を満たす場合に外部搬入が認められる。		
	設備	調理設備（定員が20名以上の事業所内保育事業については、調理室）		
	職員	※連携施設等からの搬入の場合においても、加熱、保存等の調理機能を有する設備が必要		
		調理員※調理業務を委託する場合（ただし、この場合、栄養士又は管理栄養士の配置が必要）及び連携施設等からの搬入の場合は不要		
5 連携施設				
連携の内容	①保育内容の支援 ②代替保育の提供 ③卒園後の受け皿 ※定員が20名以上の事業所内保育事業については、①②は不要			
連携施設の確保	上記の役割を担う連携施設の確保が必要 ※①③について一定の経過措置あり			